

厚生常任委員会 資料

令和4年6月10日（金）

福 祉 保 健 部

目 次

【 予算議案 】

議案第13号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算案について（第2号）・・・1

【予算議案】

議案第13号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）

○歳出予算集計表(課別)

(単位:千円)

会計名	課名	令和4年度		
		現計予算額	6月追加補正額	補正後の額
一 般 会 計	福祉保健課	16,934,268	12,010	16,946,278
	指導監査・援護課	167,053		167,053
	医療政策課	4,768,767		4,768,767
	薬務対策課	2,143,274		2,143,274
	国民健康保険課	30,208,867		30,208,867
	長寿介護課	23,910,994		23,910,994
	障がい福祉課	16,877,729		16,877,729
	衛生管理課	1,664,877		1,664,877
	健康増進課	3,690,579		3,690,579
	感染症対策課	23,777,393		23,777,393
	こども政策課	18,521,453	164,733	18,686,186
	こども家庭課	5,947,209	175,500	6,122,709
	小計	148,612,463	352,243	148,964,706
特 別 会 計	国民健康保険課 (国民健康保険特別会計)	116,458,392		116,458,392
	こども家庭課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	299,676		299,676
	小計	116,758,068	0	116,758,068
福祉保健部 合計		265,370,531	352,243	265,722,774

新生活困窮者支援体制構築のためのプラットフォーム整備事業

福祉保健課

1 目的・背景

コロナ禍における物価高騰等の影響による生活に困窮する方々の多様な支援ニーズに対応するため、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

2 事業概要

(1) 実施主体

福祉事務所設置自治体（市及び県）

(2) 内容

ア プラットフォームの設置

行政、社会福祉協議会、その他NPO等の民間団体が連携して地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制や支援の方法等を検討するためのプラットフォームを設置する。

イ 民間団体の活動経費の支援

下記の条件のいずれも満たす民間団体の活動経費を支援する。

- ・ 地域の自立相談支援機関（※）と連携が図られていること（今後連携する予定の場合を含む。）
- ・ アのプラットフォームにおいて、地域の生活困窮者を支援する上で当該民間団体に対する支援が必要と認められること。

※ 自立相談支援機関とは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活と就労に関する支援員を配置して実施する相談事業の窓口。西都市・えびの市・その他7市社会福祉協議会及び5郡部福祉事務所等の14箇所に設置。

3 事業費

4,300千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
4,300	0	0

4 事業効果

地域の実情に応じた官民連携によるセーフティネットを構築し、民間団体独自の活動と連携することで、生活困窮者の自立支援をより一層強化する。

新生活困窮者法律相談支援事業

福祉保健課

1 目的・背景

コロナ禍における物価高騰等に直面する生活に困窮する方々への支援のため、一定の要件を満たす者に対して、債務整理や返済に関する法律相談をする際の負担を軽減することで、家計改善のきっかけとし、自立の促進を図る。

2 事業概要

(1) 事業対象者

次のア・イのいずれも満たす者。生活福祉資金の借受人等を想定。

ア 自立相談支援事業（※1）の対象者

イ 収入要件等を満たさず、法テラスの無料法律相談の対象とならない者（※2）

(2) 内容

事業対象者による債務整理や借金の返済に関する法律相談料を最大3回まで支援する。

※1 自立相談支援事業とは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活と就労に関する支援員を配置して実施するワンストップ型の相談支援を行う事業。

一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた支援計画の作成、訪問等による状況把握及び関係機関との連携による包括的・計画的援助を行う。

相談窓口は、県内14か所の自立相談支援機関（西都市・えびの市・その他7市社会福祉協議会及び5郡部福祉事務所等）。

※2 無料法律相談は、申込者及び配偶者の収入並びに資産が一定の基準以下である者に限り利用が可能。

3 事業費

7,710千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
7,710	0	0

※ 国庫：地方創生臨時交付金

4 事業効果

債務整理や借金の返済に悩む生活困窮者の法律相談を促進し、個々の実情に応じた適切な助言・支援を受けるきっかけを得ることができる。

新保育所等給食緊急支援事業

こども政策課

1 目的・背景

コロナ禍における物価高騰等の影響による食材料費の値上げが懸念される中、保育所等において、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食の提供が行えるよう、保育所等へ給食支援を行う市町村に対し、物価上昇相当額を補助する。

2 事業概要

保育所等へ給食支援を行う市町村に対し、給食費の物価上昇相当額（一人当たり300円／月）を補助（定額）する。

3 事業費

164,733千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
164,733	0	0

※ 国庫：地方創生臨時交付金

4 事業効果

給食費の値上げが抑制されることにより、保育所等を利用する子育て世帯の負担軽減につながる。